

ふれあい活動員・福祉推進員とは？

安心して生活ができるように、地域ぐるみで、要援護者一人ひとりに対して、**見守り活動**（声かけ、安否確認）、**訪問活動**（話し相手、相談・情報提供・緊急時の連絡等）、**支援活動**（簡単な生活の手伝い）をする地域のボランティアです。

なぜ、ふれあい活動員・福祉推進員が必要??

高齢化率 30%を超え、認知症や寝たきり等の高齢者が増加しています。一人暮らし高齢者世帯も増加し、家庭介護機能の低下、介護疲れによる虐待が問題となっております。また、近年地域との交流が希薄化していることで、孤立・孤独死などの問題や課題も増加しています。

そこで、昔のように「向こう三軒両隣り」「遠くの親族より近くの人」という、助け合いの復古が必要になってきました。そこで誕生したのが「ふれあい活動員・福祉推進員」の取組みです。

ふれあい活動員・福祉推進員

設置単位：行政区内に1名以上。地域の実情に合わせて増員できる。

委 嘱：区長と民生委員が協議し推薦。これを市社協会長が委嘱する。

任 期：2年。ただし、再任を妨げない。



★ふれあい活動

- ① 見守り：あいさつ、見守り、安否確認の訪問
- ② 情報提供：社会資源（福祉サービス、福祉ボランティア）、町の話題等
- ③ 自立促進：意欲向上（生きる喜びを感じる）
- ④ 生活支援：簡単な生活のお手伝い、代筆や代読
- ⑤ 地域づくり：地域への愛着や関心をいただき、地域力アップ！！